

第3回建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議 議事概要

- 1 日時 令和4年4月27日(水)18:00～20:00
- 2 場所 中央合同庁舎2号館1階共用会議室5
- 3 出席者

【委員】

美添座長、稲葉委員、川崎委員、西郷委員、土屋委員、舟岡委員、西牧委員補佐

【事務局(国土交通省)】

高田政策立案総括審議官、大澤サイバーセキュリティ・情報化審議官、太田建設経済統計調査室長ほか

4 議事概要

(1)報告書(たたき台)について

→事務局より推計手法の比較・検証結果を報告し、委員間での議論の結果、遡及改定に向けた推計手法が決定された。また、報告書(たたき台)について議論が行われた。今後、検討の万全を期するため、委員の側においても推計手法の比較・検証を行い、その結果を報告書に盛り込むこととなった。

委員からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 試算の結果から、今回決定した推計手法は高い精度を持ち、妥当であると認められる。
- ・ 今般の建設工事受注動態統計調査の不適切事案が建設総合統計に与える影響は、建設工事受注動態統計調査の影響度や、建設総合統計の毎年の改定幅よりも小さく、影響は軽微であると考えられる。
- ・ 今般の建設総合統計の影響度試算は、これまでの作業で明らかになっている情報のみを用いることしかできないという制約の中で、今般の不適切事案が建設総合統計に与える影響の程度を大まかに示すものとしては十分であると考えられる。一方、この影響度試算は、前述のような強い仮定に基づくものであり、この試算結果を時系列データとして利用することは適切ではなく、例えば、GDP等の他の時系列統計の作成に用いることは不適切である。
- ・ 今回の遡及改定は、建設工事受注動態統計調査のみならず、建設総合統計も対象とし、また、その対象期間は9年間に及ぶことから、今回決定した推計手法に基づいて遡及改定を適切に実施するためには、相応の時間を要することが見込まれる。しかしながら、今回の遡及改定に対する国民の関心が高いことを考慮すれば、国土交通省は、「一定の結論」の後、今回決定した推計手法に基づいて遡及改定を適正かつ速やかに行って公表することが望ましい。

次回の会議の日程については追って調整することとなった。

以上